

鉱区税

■納める人

県内に鉱区をもっている人（鉱業権者）に課税されます。

■納める額

1 砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区 面積 100アールごとに……年額200円

採掘鉱区 面積 100アールごとに……年額400円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の2/3となります。

2 砂鉱を目的とする鉱区

河床 延長 1,000メートルごとに……年額600円

河床でないもの 面積 100アールごとに……年額200円

（注）4月1日以後に鉱業権を設定したときは、その翌月から、また、鉱業権の消滅があったときは、その月まで年額を月割計算した額です。

■申告と納税

1 申告

鉱業権の取得、消滅、変更の日から10日以内に申告します。

2 納税

毎年4月1日現在の鉱業権者は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日(休日の場合は翌営業日)までに、4月1日以後に鉱業権を取得した者は、納税通知書に指定した日までに納めることになっています。

核燃料税

■納める人

発電用原子炉の設置者に課税されます。

■納める額

価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の……8.5%

出力割：発電用原子炉の熱出力……59,000円／千キロワット(3か月ごと)

(廃止措置に係る作業中の原子炉については、29,500円／千キロワット(3か月ごと))

核燃料物質重量割：発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量……600円／キログラム

■申告と納税

価額割：核燃料を挿入した日から起算して2か月(発電用原子炉の設置後最初に装荷が行われた場合にあっては、3か月)を経過する日の属する月の末日までに申告し、納税します。

出力割：課税期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日までに申告し、納税します。

課税期間

(1)	4月1日から6月30日まで
(2)	7月1日から9月30日まで
(3)	10月1日から12月31日まで
(4)	1月1日から3月31日まで

核燃料物質重量割：4月1日時点の課税標準(重量)及び税額等を5月31日までに申告し納税します。

※ 本県の核燃料税は、昭和54年1月に創設し、以降、5年ごとに更新しており、現行の条例は、令和6年1月から5年間は課税期間となっています。

※ 核燃料税は、本県の貴重な自主財源として、原発立地及び周辺地域の安全対策や地域振興のために役立てています。